

飯島町

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

[令和6年度～令和8年度]

令和6年2月

飯 島 町

目 次

第 1	はじめに	1
1	計画の策定	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	基本理念	1
5	計画の達成状況の点検、評価	1
6	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方	2
第 2	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標	5
1	施設入所者の地域生活への移行	5
2	地域生活支援の充実	5
3	福祉施設から一般就労への移行等	6
4	障がい児支援体制の整備等	6
第 3	各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み	7
1	訪問系サービス	7
2	日中活動系サービス	7
3	居住系サービス	9
4	相談支援	9
5	障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援	10
6	発達障がい児に対する支援	10
7	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
8	相談支援体制の充実・強化等	11
9	障害福祉サービスの質を向上させるための取組	12
10	地域生活支援事業	13
巻末資料		14
	障害福祉サービス等の種類	14
	飯島町健康長寿のまちづくり推進会議設置要綱	17
	飯島町健康長寿のまちづくり推進会議委員名簿	19

本計画では、長野県の取扱いに準拠し、「障害」と「障がい」の二つの言葉を使用しています。

法令用語や固有の名称等に使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいのある方を表す場合は「障がい」を使用しています。

また、医学的な記述のなかで使われる病名等は、従来どおりの表記としています。

第1 はじめに

1 計画の策定

令和3年3月に策定した「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が、令和5年度をもって終了するため、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和6年度からの新たな計画となる「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定することとしました。

当町は、飯島町健康長寿のまちづくり推進会議の意見に即して本計画の案を作成し、案文に対する町民の意見提出手続（パブリックコメント）を経て、令和6年2月に本計画を庁議において決定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の規定に基づき策定するものです。

○第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定により、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するもの

○第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20の規定により、国の基本指針に即して、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として策定するもの

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とします。

4 基本理念

障がいのある人の地域生活を支援するために必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を計画的に推進します。

5 計画の達成状況の点検、評価

本計画については、毎年度、成果目標等について進捗状況を点検し、飯島町健康長寿のまちづくり推進会議等に意見聴取を実施して評価を行います。その結果に基づき、計画内容を継続的に実施し、場合によっては計画内容の一部見直しを行いながら、施策の推進を図ります。

6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

基本理念を踏まえ、飯島町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標を達成するためのサービス等の確保に関する基本的な考え方を次のとおりとします。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

ア 訪問系サービスの充実

利用者やその家族のニーズに沿った居宅サービスが提供されるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

イ 日中活動の場の充実

障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、日中活動の場となる日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）の充実を図ります。

ウ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域での生活の場となるグループホーム（日中サービス支援型を含む）の充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等の推進により、入所から地域生活への移行を進めます。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える仕組み（以下、「地域生活支援拠点等」）を圏域で整備し、その機能の強化を図ります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の推進により、福祉施設を利用している障がいのある人の一般就労への移行及び定着を支援します。

オ 強度行動障がいや高次脳機能障害に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障害に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の整備を図ります。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

ア 相談支援体制の充実

福祉に関する各般の問題について障がいのある人やその家族等の相談に応じる体制に加えて、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な指導や助言を行う体制や、特定相談支援事業所の充実を目指します。

また、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センター等の重層的な相談支援体制の充実・強化を図ります。

イ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

施設入所又は精神科病院等に入院をしている障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。また、障がい者の地域での生活の定着を図るため、地域定着支援や自立生活援助に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

ウ 発達障がい者等に対する支援

保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や支援の方法を身につけ、適切な対応ができるように、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施します。

エ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、情報や課題の共有を行います。

オ 協議会の運営

障がいのある人等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等の有機的な連携の下により構成される上伊那圏域地域自立支援協議会を通じて、地域の課題の改善に取り組みます。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）で規定されている支援の内容及び水準等を踏まえ、共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、教育、保育、就労支援等の関係機関とも連携し、障がい児及びその家族に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を図ります。

ア 地域支援体制の構築

障害児通所支援等による障がい児及びその家族に対する支援について、障がい特性や年齢別などのニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備を図ります。また、障害児通所支援事業所及び障害児入所施設が質の高い専門的な発達支援を行えるよう、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

イ 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援

障がい児の早期発見、支援及び健全な育成を進めるため、各分野との連携を図ります。

ウ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

(ア) 重症心身障がい児及び医療的ケア児等に対する支援体制

重症心身障がい児及び医療的ケア児等が、身近な地域で専門的な障がい児向けサービス等を受けられるよう、地域における重症心身障がい児や医療的ケア児等の人数やニーズ及び支援体制の現状についての把握を行います。

また、令和8年度末までに、町内に関連分野の支援を調整する医療的ケア児等に関するコーディネーターを1人配置することを目標とします。

(イ) 強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児への支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障害を有する障がい児に対して、障害児通所支援事業所等において適切な支援ができるよう、人材育成等による支援体制の整備を図ります。

第2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標 (成果目標)

1 施設入所者の地域生活への移行

目標項目	基準となる数値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
施設入所者の地域生活への移行者数	施設入所者数 6人	令和6年度から合計1人
施設入所者数	施設入所者数 6人	施設入所者数 5人

注1) 施設入所者とは、施設入所支援の支給決定を行っている障がい者とします。

注2) 地域生活への移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点を宿泊型自立訓練、グループホーム、家庭復帰、単身生活等（公営住宅、アパート等）へ移したものをいいます。

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

目標項目	基準となる数値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
地域生活支援拠点施設等の数	上伊那圏域内 9か所	上伊那圏域内 11か所
コーディネーターの配置人数	上伊那圏域内 1人	上伊那圏域内 1人
運用状況の検証及び検討の回数	上伊那圏域 年間5回	上伊那圏域 年間5回

注) 地域生活支援拠点等は、障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備え、障がい児(者)が、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し、地域全体で支える仕組みです。

(2) 強度行動障がいを有する者への支援体制整備

上伊那圏域の単位による取組です。

特別支援学校との連携や相談支援専門員連絡会等を通して圏域内の支援を要するものの把握やニーズ把握を行います。行政、主任相談支援専門員、サービス管理責任者等と定期的な情報の共有を継続します。スキルアップのための研修を実施します。

目標項目	基準となる数値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
支援ニーズ把握の実施	無	実施
支援体制の構築	無	構築

3 福祉施設から一般就労への移行等

目標項目	基準となる数値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
福祉施設から一般就労への移行者	2人	2人
うち就労移行支援事業から一般就労への移行者	0人	0人
うち就労継続支援A型事業から一般就労への移行者	1人	1人
うち就労継続支援B型事業から一般就労への移行者	1人	1人
就労定着支援の利用者	0人	1人

注) ここでいう福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業を指します。

4 障がい児支援体制の整備等

目標項目	基準となる数値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築整備	体制無し	伊南地域で構築整備 (児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する事業所において、保育所等訪問支援等を活用し、保育所と連携体制を構築します。)
児童発達支援センターの設置	無	伊南地域で設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み (伊南地域内 事業所1か所)	伊南地域内 事業所 1か所以上
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	伊南地域内 事業所 1か所	伊南地域内 事業所 1か所以上
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	伊南地域内 事業所 1か所	伊南地域内 事業所 1か所以上
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み (上伊那圏域地域自立支援協議会)	現在の協議の場を維持
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	1人

注) 医療的ケア児等に関するコーディネーターとは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、包括的な支援の提供に繋がるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担う人です。

第3 各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

1 訪問系サービス

(各年度1か月当たりの平均)

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用時間	125時間	135時間	140時間	150時間
	利用者数	12人	16人	16人	17人
重度訪問介護	利用時間	0時間	20時間	20時間	20時間
	利用者数	0人	1人	1人	1人
同行援護	利用時間	6時間	8時間	8時間	8時間
	利用者数	1人	1人	1人	1人
行動援護	利用時間	120時間	140時間	145時間	145時間
	利用者数	3人	4人	4人	4人
重度障害者等包括支援	利用時間数	0時間	0時間	0時間	0時間
	利用単位数	0単位数	0単位数	0単位数	0単位数
	利用者数	0人	0人	0人	0人
訪問系サービス合計	利用時間	251時間	303時間	313時間	323時間
	利用者数	19人	22人	22人	23人

2 日中活動系サービス

(各年度1か月当たりの平均)

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用日数	425人日分	460人日分	460人日分	475人日分
	利用者数	25人	27人	27人	28人
うち重度障がい者の利用 (総数①+②+③)	利用者数	10人	11人	11人	11人
	①うち強度行動障がい を有する者	利用者数	10人	10人	10人
	②うち高次脳機能障がい を有する者	利用者数	0人	0人	0人
	③うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	0人	1人	1人

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	利用日数	29人日分	14人日分	14人日分	29人日分
	利用者数	2人	1人	1人	2人
うち精神障がい者の利用	利用者数	2人	1人	1人	2人
就労選択支援	利用者数	令和7年10月 制度開始予定	令和7年10月 制度開始予定	5人	7人
就労移行支援	利用日数	0人日分	22人日分	28人日分	23人日分
	利用者数	0人	1人	2人	1人
就労継続支援 (A型)	利用日数	295人日分	330人日分	330人日分	350人日分
	利用者数	15人	16人	16人	17人
就労継続支援 (B型)	利用日数	557人日分	620人日分	640人日分	680人日分
	利用者数	35人	38人	39人	41人
就労定着支援 療養介護	利用者数	0人	1人	2人	1人
	利用者数	0人	0人	0人	0人
短期入所 (福祉型)	利用日数	1人日分	30人日分	32人日分	32人日分
	利用者数	1人	6人	7人	7人
うち重度障がい者の利用 (総数①+②+③)	利用者数	2人	6人	6人	5人
①うち強度行動 障がい者を有する者	利用者数	2人	4人	4人	4人
②うち高次脳機能 障がい者を有する者	利用者数	0人	0人	0人	0人
③うち医療的ケア を必要とする者	利用者数	0人	2人	2人	1人
短期入所 (医療型)	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用者数	0人	0人	0人	0人
うち重度障がい者の利用 (総数①+②+③)	利用者数	0人	0人	0人	0人
①うち強度行動 障がい者を有する者	利用者数	0人	0人	0人	0人
②うち高次脳機能 障がい者を有する者	利用者数	0人	0人	0人	0人
③うち医療的ケア を必要とする者	利用者数	0人	0人	0人	0人

3 居住系サービス

(各年度1か月当たりの平均)

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人
共同生活援助	利用者数	22人	23人	24人	25人
うち日中サービス支援型共同生活援助	利用者数	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	利用者数	10人	9人	9人	10人
うち重度障がい者の利用 (総数①+②+③)	利用者数	4人	4人	4人	4人
①うち強度行動障がい者を有する者	利用者数	4人	4人	4人	4人
②うち高次脳機能障がい者を有する者	利用者数	0人	0人	0人	0人
③うち医療的ケアを必要とする者	利用者数	0人	0人	0人	0人
施設入所支援	利用者数	6人	6人	6人	5人

4 相談支援

(各年度1か月当たりの平均)

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	18人	20人	20人	20人
地域移行支援	利用者数	1人	0人	1人	1人
うち精神障がい者の利用	利用者数	1人	0人	1人	1人
地域定着支援	利用者数	0人	0人	0人	0人
うち精神障がい者の利用	利用者数	0人	0人	0人	0人

5 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援

(各年度1か月当たりの平均)

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	26人日分	60人日分	60人日分	60人日分
	利用児童数	3人	6人	6人	6人
放課後等デイサービス	利用日数	123人日分	216人日分	199人日分	210人日分
	利用児童数	12人	18人	17人	18人
保育所等訪問支援	利用日数	1人日分	1人日分	1人日分	1人日分
	利用児童数	1人	1人	1人	1人
居宅訪問型児童発達支援	利用日数	0人日分	0人日分	0人日分	0人日分
	利用児童数	0人	0人	0人	0人
福祉型障害児入所施設	利用児童数	0人	0人	0人	0人
医療型障害児入所施設	利用児童数	0人	0人	0人	0人
障害児相談支援	利用児童数	5人	6人	6人	7人

6 発達障がい児に対する支援

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数 (年間)	4人	4人	4人	4人
	実施者数 (年間)	1人	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	人数 (年間)	0人	0人	0人	0人

7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	0回	0回	0回	1回
	参加者数	0人	0人	0人	6人
保健、医療及び福祉関係者における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	無	令和8年度の協議の場の設置に向け関係各所と調整を行う。	令和8年度の協議の場の設置に向け関係各所と調整を行う。	保健・医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、入院中の精神障がいのある人等の地域生活移行に向けた検討・協議を行う。
	評価の実施回数	0回	0回	0回	1回

8 相談支援体制の充実・強化等

上伊那圏域の単位による取組です。

(1) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター設置の有無	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	5件	5件	5件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	9件	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組実施回数	6回	4回	4回	4回
主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	1人	1人

(2) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回	2回	2回	2回
参加事業者数・機関数	20団体	15団体	20団体	25団体
協議会の専門部会の設置数	8部会	7部会	7部会	7部会
協議会の専門部会の実施回数	26回	25回	25回	25回

9 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加人数	2人	1人	1人	1人

(2) 障害者自立支援審査支払システム等により審査結果の分析と結果を利用し、事業所や関係自治体との審査結果の共有

項目	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
体制の有無	有	有	有	有
実施の方法	実地指導への同行及び事業所への口頭連絡	実地指導への同行及び事業所への口頭連絡	実地指導への同行及び事業所への口頭連絡	実地指導への同行及び事業所への口頭連絡
実施の回数	12回	12回	12回	12回

10 地域生活支援事業

サービス種類	単位	実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無
自発的活動支援	実施の有無	無	無	無	無
相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有
うち基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
うち住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業	実施の有無	有	有	有	有
日常生活用具給付等事業	件数 (年間)	216件	230件	230件	230件
手話奉仕員養成研修事業	養成講座実施 (年間)	41回	50回	50回	50回
移動支援事業	利用人数	17人	19人	19人	20人
	利用時間数 (年間)	769時間	1,524時間	1,524時間	1,596時間
地域活動支援センター	設置数	1か所	1か所	1か所	1か所
	登録人数	25人	25人	25人	26人
	延べ利用人数/年	2,316人	2,330人	2,330人	2,380人

巻末資料

障害福祉サービス等の種類

(1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

サービス名		サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障がい者、精神障がい者で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護 (視覚障がい者向けサービス)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した人の就労継続を図るため、就労先の企業や家族等との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
居住系サービス	自立生活援助	ひとり暮らしなど自立した生活が営めるよう、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な情報提供や助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談や日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名		サービス内容
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともにサービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児のサービス

サービス名		サービス内容
通所系サービス	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	医療的な支援等が必要な未就学の障がい児に対し、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学する障がい児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用している障がい児に対して、保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援などを行います。
サービス入所系	福祉型障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所施設	障がい児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに障害児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

(3) 地域生活支援事業

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人への理解を深めるためのイベントや広報を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が行う、自発的な交流活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人やその保護者等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、虐待防止や権利擁護のために必要な援助を行います。上伊那圏域では、当該事業を上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあで実施しています。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用開始及び利用継続にあたり、金銭的な支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	適正に後見業務を担う事ができる法人の活動を、研修の実施、養成講座の開講等により支援します。
意思疎通支援事業	聴覚や視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支援が必要な人に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等の方法により支援します。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人に、それぞれのニーズに即した日常生活用具を給付、又は貸与することで、自立した生活を促します。
手話奉仕員養成講座	手話による日常会話が可能なレベルの表現技術を習得した人を養成講座により養成し、聴覚障がいのある人の支援につなげます。上伊那圏域では、当該事業を8市町村共同で実施しています。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人の自立や社会参加のために、外出時の移動の支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人に対し、創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動等を行う機会及び活動するための場所を提供します。当町は、飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎを設置しています。

飯島町健康長寿のまちづくり推進会議設置要綱

令和元年10月30日

告示第88号

(設置)

第1条 健康長寿のまちづくりの推進のため飯島町健康長寿のまちづくり推進会議（以下「健康長寿推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 健康長寿推進会議は、次の所掌事務について調査審議する。

- (1) 総合的な保健・医療・福祉施策の推進に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 健康長寿推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉及び介護関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 健康長寿推進会議に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、健康長寿推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 健康長寿推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 健康長寿推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は資料の提出及び協力を求めることができる。

(専門部会)

第8条 第2条に掲げる所掌事項を推進するため、次の専門部会を置く。

- (1) 地域福祉専門部会
- (2) 高齢者・障がい者・介護専門部会
- (3) 保健・医療専門部会

2 その他目的に必要な専門部会を置くことができる。

(専門部会の所掌事項)

第9条 前条の専門部会は、次の事項を所掌する。

(1) 地域福祉専門部会

ア 地域福祉計画、その他地域福祉に係る計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他専門部会の運営に必要な事項

(2) 高齢者・障がい者・介護専門部会

ア 高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者及び障がい児の福祉に関する計画、その他高齢者、障がい者、障がい児、介護に係る計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他専門部会の運営に必要な事項

(3) 保健・医療専門部会

ア 健康づくり計画、母子保健計画、その他地域保健・公衆衛生・医療に係る計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ その他専門部会の運営に必要な事項

(専門部会の組織)

第10条 専門部会は、第3条に規定する委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に係る者の出席を求めることができる。

3 専門部会長は、専門部会員の互選により選出する。

(専門部会の会議)

第11条 専門部会は、専門部会長が必要に応じて招集する。

2 専門部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 専門部会に調査研究のための作業部会を置くことができる。

4 専門部会は作業部会の調査研究事項を審議する。

(庶務)

第12条 健康長寿推進会議及び専門部会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、健康長寿推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(飯島町高齢者・障害者サービス調整会議設置要綱等の廃止)

2 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 飯島町高齢者・障害者サービス調整会議設置要綱(昭和62年飯島町告示第24号)

(2) 飯島町高齢社会等懇話会設置要綱(平成10年飯島町告示第9号)

(3) 飯島町地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年飯島町告示第21号)

(4) 飯島町健康づくり総合推進懇話会設置要綱(平成26年飯島町告示第16号)

飯島町健康長寿のまちづくり推進会議委員名簿

職	氏名	所属等	専門部会		
			地域福祉	高齢者・障がい者介護	保健・医療
会長	箕浦 税夫	社会福祉法人 飯島町社会福祉協議会 会長	○	○	
副会長	上原 保	飯島町区長会 会長 七久保区長	○	○	
委員	芦部 守彦	飯島町公民館 担当 田切公民館 館長	○		
〃	伊藤 みほ子	飯島町民の代表		○	◎
〃	岩本 靖彦	長野県伊那保健福祉事務所 所長	○	○	○
〃	大塚 真理子	長野県看護大学 学長			○
〃	折山 たつ美	飯島町居宅介護支援事業所連絡会 担当 株式会社 一期会 居宅介護支援事業所いいじまいちご 主任介護支援専門員		○	
〃	片桐 市守	飯島町民生児童委員協議会 会長	○	◎	
〃	唐澤 正吉	上伊那医療生活協同組合 生協総合ケアセンターいいじま 事務局長		○	○
〃	北林 瑞穂	いいちゃんまちづくり連絡協議会 会長	○		
〃	小林 由枝	一般社団法人 長野県助産師会 上伊那地区 地区長 野ノ花助産院 院長			○
〃	坂井 登	障がい者等のことを考える町民の代表		○	
〃	島崎 智美	飯島町障がい者地域活動支援センターやすらぎ 所長 社会福祉法人 親愛の里		○	
〃	下島 修	飯島町民の代表	○	○	
〃	中城 ふゆな	ママ☆ぽけっと 代表			○
〃	宮下 覺一	飯島町商工会 会長	○		
〃	宮脇 公子	飯島町食生活改善推進協議会 会長			○
〃	渡邊 俊明	飯島町三師会 代表 飯島中央クリニック 院長			○

※計画策定時点（令和5年度）

【専門部会：◎専門部会長、○専門部会員】

飯島町
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行元 飯島町健康福祉課
〒399-3797
長野県上伊那郡飯島町飯島2537番地
電話番号 0265-86-3111

策定日 令和6年2月26日